オフィス減税

移転型事業	**建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%**
拡充型事業	**建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%**

適用要件	【対　　象】 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】 3,500万円以上（中小企業者*1 1,000万円以上）
適用期間	令和8年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること ※認定日の翌日以後３年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	当期法人税額等の20%（税額控除を活用する場合。雇用促進税制との合算）
留意事項	✓適用対象となる建物等は、新設・増設・新築の購入に限ります。 ✓同一建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場等）を有する場合の取得価額は、原則、対象施設にかかる部分のみを延べ床面積按分（建物附属設備や構築物で対象施設とそれ以外の部分で共用するものがある場合は、面積に応じ按分）により算出することになります。 ✓本税制の対象となる金額は80億円が上限となります。

＊1 「中小企業者」とは、租税特別措置法に定義される中小企業者を言います。